

第三管区海上保安本部船舶技術部機器課任期付職員採用試験 募集案内
(職員の育児休業に伴う任期付職員募集)

第三管区海上保安本部船舶技術部では、職員の育児休業に伴う任期付職員を国土交通技官(係長級)として採用します。

採用を希望される方は、下記事項を確認のうえ必要な手続きをお取りください。

1. 職務内容

第三管区海上保安本部船舶技術部機器課の所掌事務のうち、以下の業務を担当する国土交通技官(係長級)として、育児休業代替任期付職員を採用します。

(主な担当業務)

海上保安庁が保有する船舶の高速機関及び業務用電子機器、その他の船舶用機器に関し、当庁側窓口担当として、造船所や船舶用機器製造メーカーなどの民間事業者との調整業務(仕様書の作成等)に従事していただきます。

2. 求める人材

- (1)海上保安行政に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2)課せられた役割の範囲内で自律的に行動ができ、物事を進める推進力を有する者
- (3)パソコン(Windows OS)の一般的操作を支障なく行い、Microsoft Office を使用して文書及び資料の作成、ビジネスメールの作成ができる他、一般的な電話対応や来訪者対応が行える者
- (4)舶用機関の整備又は修繕に係る業務経験を 10 年以上有する者

3. 応募資格

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号、以下同じ。)による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験(大学を卒業した者は 9 年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は 11 年以上、高等学校を卒業した者は 13 年以上)を有する者

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

○日本の国籍を有しない者

○国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因

とするもの以外)

4. 採用予定人数

1名

5. 採用予定時期及び任期

(1)採用予定時期

原則として令和 9 年 2 月 1 日(月)

(採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください。)

(2)任期

採用日から令和10年3月31日(金)まで

6. 勤務予定地

第三管区海上保安本部 船舶技術部機器課

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎

7. 給与

国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)に基づき、国家公務員として採用されます。

採用時の俸給(基本給)は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に基づき、採用者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員選考採用試験により採用された当庁の職員が受けている号俸を参考にしつつ、採用される官職の職務に加え、採用者の経歴や能力等を考慮して決定します。その他、支給要件を満たした場合は、諸手当(扶養手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等)が支給されます。

- ・基本給(月額320,500円～422,400円)
- ・扶養手当(子月額13,000円等)
- ・住居手当(月額最高28,000円)
- ・超過勤務手当(正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給)
- ・期末・勤勉手当(いわゆるボーナス:成績区分が良好(標準)の場合、1年間に俸給等の約4.65 月分)

8. 勤務時間・休暇

(1)勤務時間は原則 1 日 7 時間 45 分(09:30～18:15、休憩時間 60 分)で、原則として土・日曜日及び祝日、年末 12 月 29 日～年始 1 月 3 日は休みです。

業務状況等に応じてフレックスタイムやテレワークも活用できます。

※超過勤務(残業)時間数は、月によって変動がありますが、本件任期付採用では概ね 1 ヶ月当たり最大 20 時間です。

(2)年20日の年次休暇(採用の年はこれより少ない場合があります。残日数は20日を限度に翌年に繰り越されます。)のほか、病気休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚、忌引、ボランティア

等)及び介護休暇等があります。

9. 選考日程、選考方法及び試験会場

(1)一次選考:経歴評価、作文試験

応募時に提出いただいた履歴書、職務経歴書及び作文により選考します。

一次選考合格発表日:令和8年11月13日(金)

応募者全員に選考結果をメールで通知します。

(2)二次選考:人物試験

令和8年12月上旬までに実施します。

※試験日は一次選考合格者に個別にお知らせします。

二次選考は、横浜第2合同庁舎(神奈川県横浜市中区北仲通 5-57)で行います。

必要に応じて、オンラインによる面接等も可能です。

(3)最終合格発表日:令和8年12月18日(金)

二次選考受験者全員に選考結果をメールで通知します。

10. 応募方法

(1)受付期間

令和8年10月1日(木)から令和8年10月23日(金)17:00 まで ※受信有効

(2)提出書類

① 履歴書(別添「様式1 申込書(海上保安庁)」、カラー写真貼付(3 ヶ月以内に撮影したもの))

② 職務経歴書(様式自由、職務経歴・担当した業務等を記載して下さい。)

③ 作文(様式自由、800 字から 1,200 字程度記載)

テーマ「あなたが有する知識・技能を、どのように巡視船艇等の修理・整備に応用するのかについて」

(3)提出先

jcgc-3sengikanri01*gxb.mlit.go.jp

※「*」は「@」に置き換えて下さい。

※「01」は数字の「ゼロ・イチ」です。

※「mlit」の「l」は英小文字のエルです。

(注)メールにて応募された場合、お手数ですが、送達の確認のため、下記お問い合わせ先まで、応募した旨のご連絡をお願いします。

11. その他

(1)審査の内容及び審査の結果に関する問い合わせは、一切応じかねますので、ご了承ください。

(2)応募の秘密については、厳守します。

(3)送付いただいた当該応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

- (4)採用内定者に選考された場合、海上保安庁を退職後に、学歴又は職歴がある場合は、卒業(修了)証明書、在籍した企業等発行の在職証明書等を速やかに提出していただくことになります。虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。なお、証明書等については、給与額を決定する上でも必要となります。証明書等がない期間については経歴として通算されませんのでご注意ください。
- (5)身体検査費用、二次選考のための来庁にかかる交通費等の採用試験受験に必要な費用は全て受験者負担となります。

【お問い合わせ先】

担当:第三管区海上保安本部 船舶技術部管理課 (採用担当)

住所:〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎

電話:045-211-1118(内線 2310)

(受付時間:午前9時 30 分～午後 6 時 15 分(平日のみ))